

広島県告示第六百五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

安芸太田町

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和七年九月二日	午前二時～午後二時三〇分	安芸太田町役場簡賀支所
令和七年九月三日	午前二時～午後二時三〇分	川・森・文化・交流センター
令和七年九月四日	午前二時～午後二時三〇分	安芸太田町役場東館

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和七年九月二日～令和八年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会